

# 青森県報

第三千八百九十一号

平成二十六年  
九月五日  
(金曜日)

## 目次

### 規 則

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(健康福祉課) …… 一

### 公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札……………(行政経営管理課) …… 二

### 教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(学校施設課) …… 三

### 公 安 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示……………(会計課) …… 四  
右 同……………(同) …… 四

## 規 則

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十五号

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

青森県災害救助法施行細則(昭和三十年四月青森県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の1の(一)中「避難所には」を「避難所は」に、「を収容する」を「に供与する」に改め、同1の(四)中「三百円」を「三百十円」に、「を収容した」を「に供与した」に改め、同1の2の(一)中「応急仮設住宅には」を「応急仮設住宅は」に、「を収容する」を「に供与する」に改め、同2の(二)中「二百四十万円」を「二百五十三万円」に改め、同2の(四)中「を収容する場合には、当該者を数人以上収容し」を「に供与する場合には、数人以上の当該者に供与し」に改め、同2の(五)中「に収容する」を「を供与する」に改め、同表の一の1の(一)中「収容された」を「避難している」に改め、同1の(四)中「千十円」を「千四十円」に改め、同表の

三の3の(一)の表中

一七、二〇〇円	二二、二〇〇円	三三、七〇〇円	三九、
二八、五〇〇円	三六、九〇〇円	五一、四〇〇円	六〇、

を

二〇〇円	四九、七〇〇円	七、三〇〇円	一七、八〇〇円	二二、九〇〇
二〇〇円	七五、七〇〇円	一〇、四〇〇円	二九、四〇〇円	三八、一〇〇

に改め、

円 三三、七〇〇円	四〇、四〇〇円	五一、二〇〇円	七、五〇〇円
円 五三、一〇〇円	六二、一〇〇円	七八、一〇〇円	一〇、七〇〇円

同3の(二)の表中

五、六〇〇円	七、六〇〇円	一一、四〇〇円	一三、八〇〇
九、一〇〇円	一一、〇〇〇円	一六、八〇〇円	一九、九〇〇

を

円 一七、四〇〇円	二、四〇〇円	五、八〇〇円	七、八〇〇円
円 二五、三〇〇円	三、三〇〇円	九、四〇〇円	一一、三〇〇円

一、七〇〇円	一四、二〇〇円	一八、〇〇〇円	二、五〇〇円
七、四〇〇円	二〇、六〇〇円	二六、一〇〇円	三、四〇〇円

に改め、別表

第一の六の2中「五十二万円」を「五十四万七千円」に改め、同表の九の3中「二十万円」を「二十万六千円」に、「十六万八千円」を「十六万四千八百円」に改め、同表の十の2の(四)の(1)中「三千三百円」を「三千四百円」に改め、同(四)の(2)中「五千円」を「五千二百円」に改める。

別表第二の一の1の(三)中「一万六千九百円」を「一万六千五百円」に改め、同1の(四)中「一万四千七百円」を「一万四千六百円」に改め、同1の(五)中「一万六千六百円」を「一万六千五百円」に改め、同1の(六)中「一万七千六百円」を「一万九千二百円」に改め、同1の(七)中「一万七千八百円」を「一万九千四百円」に改め、同1の(八)中「一万六千五百円」を「一万八千円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県災害救助法施行細則別表第一の一の1の(四)及び2の(一)、二の1の(四)、三の3、六の2、九の3並びに十の2の(四)並びに別表第二の一の1の(六)から(八)までの規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十六年九月五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 一般競争入札に付する事項
- 次に掲げる土地（建物、工作物を含む。）の売却

所 在 地	地 目
	地積（平方メートル）

青森市大字浅虫字山下三二の三	宅地	二六三・五四
青森市大字新城字平岡二五八の三二二	宅地	三三三・五三
青森市桜川四丁目五一七の一六	宅地	六四三・四一
弘前市大字石川字中川原三二の一	宅地	二、六一七・五五
黒石市境松一丁目一一の一四	宅地	三七八・一九
南津軽郡大鰐町大字虹貝字清川一八六の四、一八八の四、一五六の一三	田	七五五・二四
五所川原市大字金山字梅ヶ枝九六の二	宅地	九九三・二四
五所川原市金木町芦野二〇〇の二二七五	宅地	三五九・九九
つがる市木造藤田一六三の二	宅地	五八四・〇〇
北津軽郡鶴田町大字高蒲川字一本柳一五〇の二	宅地	一一三・二〇
北津軽郡中泊町大字中里字龜山七七七七の一三九	宅地	八〇一・〇一
むつ市金曲一丁目九二の三、九二の四、九二の五	宅地	六〇〇・二七

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二十条第一号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

- 一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部行政経営管理課

青森市中央一丁目の一の二九 協同組合タツケン

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部行政経営管理課

2 入札日時

平成二十六年十月一日 午前九時から

平成二十六年十月七日 午後五時まで(必着)

土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 西棟七階C会議室

4 開札日時

平成二十六年十月二十一日 午前十時から

開札は、物件番号順に順次行う。

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額(入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額)の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

九 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

3 大鰐町の物件については、売買契約締結後所定の期間内に農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第五条第一項第六号の届出が受理されることを停止条件とする。

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年九月五日

青森県教育委員会教育長 中 村 充

一 物品等の名称及び数量

青森丸重油供給単価契約 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県教育庁学校施設課

青森市新町二丁目三の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

平成二十六年八月十九日

五 契約の相手方の名称及び住所

八戸みなと漁業協同組合

八戸市大字白銀町字三島下一〇一

六 契約金額

一キロリットル 九万八千二百八十円

七 随意契約の理由

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の二第一項第八号

契約の相手方を決定した手続  
購入物品を確実に納入できると判断した申請書を提出した者を参加者として入札を行ったが、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者がなく、再度の入札に付したが落札者がなかったため、予定価格の制限の範囲

内で、最低の価格の見積を行った者と随意契約により契約を締結したものである。

### 公安委員会

#### 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年九月五日

青森県警察本部長 徳 永 崇

- 一 物品等の名称及び数量  
電子計算機等（更新自動受付装置等）賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部警務部会計課  
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十六年八月一日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
NECキャピタルソリューション株式会社 青森営業所  
青森市長島二丁目一〇の三
- 六 契約金額  
二百二十三万五千六百元
- 七 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
平成二十六年六月十八日

#### 特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十六年九月五日

青森県警察本部長 徳 永 崇

- 一 特定役務の名称  
遺失物管理システム構築業務委託
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
青森県警察本部警務部会計課  
青森市新町二丁目三の一
- 三 契約の方法  
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日  
平成二十六年八月十八日
- 五 契約の相手方の名称及び住所  
日本電気株式会社青森支店  
青森市長島二丁目一〇の三
- 六 契約金額  
三千四百五十六万円
- 七 契約の相手方を決定した手続  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日  
平成二十六年七月七日

（発行者・発行人）  
青森市長島二丁目一番一号  
青森県

（印刷所・販売人）  
青森市第一問屋町二丁目番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭